

令和 3 年度 水質検査計画



佐賀西部広域水道企業団

水質検査計画とは

水質検査は、水道法で定められた水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠で、水道水の水質管理において重要な業務です。

「水質検査計画」は法律に基づいて、水質検査の適正化と透明性を確保するために、計画的かつ効率的に実施できるよう水質検査項目、方法、頻度、採水地点等の必要事項について定めたもので、水道水の状況や原水の状態を踏まえて、毎年度策定し公表しています。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 事業の概要
- 3 原水から給水栓までの水質状況と水質管理上の留意点
- 4 定期的な水質検査の項目、地点、頻度
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査の自己・委託の区分
- 8 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
- 9 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性の保証について
- 11 関係者との連携について

1 基本方針

- (1) 水質検査の採水地点は配水系統ごとの給水栓及び用水供給地点を基本とし、浄水場の原水や浄水など必要に応じ選定した地点とします。
- (2) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている項目及び水質管理上必要と判断した項目とします。
- (3) 水質検査の頻度は、水源の状況、過去の検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、自己検査と委託検査を併用して実施します。

2 事業の概要

佐賀西部広域水道企業団では、水道事業として、多久市、武雄市、小城市（三日月町、牛津町及び芦刈町）、嬉野市、大町町、江北町、白石町の4市3町に給水を行います。また、用水供給事業として、佐賀西部広域水道企業団水道事業、佐賀市水道事業、小城市水道事業（小城町）へ用水供給を行います。

(1) 給水状況

①水道事業

区分	内容
給水区域	多久市、武雄市、小城市（三日月町、牛津町及び芦刈町）、嬉野市、大町町、江北町、白石町
給水人口（人）	156,955
普及率（％）	98.7
一日平均給水量（ m^3 ／日）	47,318
一日最大給水量（ m^3 ／日）	56,654

※上記数値は令和2年3月31日現在の各水道事業体の実績から算出

②用水供給事業

区分	内容
給水対象	佐賀西部広域水道企業団水道事業、佐賀市水道事業、小城市水道事業（小城町）
給水人口（人）	182,155
一日最大供給水量（ m^3 ／日）	38,603
一日平均供給水量（ m^3 ／日）	34,361

※上記数値は令和2年3月31日現在の実績

(2) 浄水施設の概要

区分	浄水場名	所在地	水源名	計画処理能力 m ³ /日	浄水処理方法
用水供給全域	嘉瀬川浄水場	佐賀市久保田町	嘉瀬川水系嘉瀬川 表流水	53,300	急速ろ過方式
多久地区	厳木多久 共同浄水場 (唐津市)	唐津市厳木町	松浦川水系厳木川 表流水 (厳木ダム)	4,850 (多久市分)	急速ろ過方式
	西多久浄水場	多久市西多久町	表流水 (肥前溜池)	100	緩速ろ過方式
	船山浄水場	多久市西多久町	湧水	24	緩速ろ過方式
武雄地区	淵ノ尾浄水場	武雄市武雄町	六角川水系六角川 表流水 (淵ノ尾ダム) (矢筈ダム) 松浦川水系鳥海川 表流水 (踊瀬ダム)	11,400	急速ろ過方式
	第2浄水場	武雄市若木町	松浦川水系川古川 表流水 (本部ダム)	6,000	急速ろ過方式
	大野浄水場	武雄市山内町	松浦川水系狩立川 表流水 (狩立・日ノ峯ダム)	3,000	急速ろ過方式
嬉野地区	清水浄水場	嬉野市嬉野町	塩田川水系岩屋川内川 表流水 (岩屋川内ダム)	7,250	急速ろ過方式
	春日浄水場	嬉野市嬉野町	湧水	80	緩速ろ過方式
	岩ノ下浄水場	嬉野市嬉野町	塩田川水系吉田川 表流水 (横竹ダム)	1,650	急速ろ過方式
大町地区	不動寺浄水場	杵島郡大町町	表流水	28	緩速ろ過方式

3 原水から給水栓までの水質状況と水質管理上の留意点

(1) 原水の状況

浄水施設ごとの原水水質状況について、これまでの検査結果等から原水の汚染要因及び水質管理上留意すべき項目を下表に示します。各浄水施設では、原水の汚染原因等を考慮し、適正な浄水処理を行うようにしています。

浄水場名	水源名	原水の状況	留意すべき項目
嘉瀬川浄水場	嘉瀬川表流水	水温の高い夏場において、消毒副生成物濃度の上昇や残留塩素濃度の低下の原因となる有機物質の増加 降雨による濁度上昇及び藻類によるカビ臭物質の発生	消毒副生成物 残留塩素 塩素酸 カビ臭物質
厳木多久 共同浄水場	厳木川表流水 (厳木ダム)	降雨による濁度上昇及び藻類によるカビ臭物質の発生	濁度 カビ臭物質
西多久浄水場	肥前溜池	降雨による濁度上昇及び藻類によるカビ臭物質の発生	濁度 カビ臭物質
船山浄水場	山間伏流水	特になし	特になし
湊ノ尾浄水場	六角川表流水 (湊ノ尾ダム) (矢筈ダム) 鳥海川表流水 (踊瀬ダム)	降雨による濁水 藻類の発生(湊ノ尾ダム、踊瀬ダム、矢筈ダム) 流入河川等の影響	濁度 PH 値 臭気物質
第2浄水場	川古川表流水 (本部ダム)	降雨による濁水 藻類の発生(本部ダム) 流入河川等の影響	
大野浄水場	狩立川表流水 (狩立・日ノ峯ダム)	降雨による濁水 藻類の発生(狩立・日ノ峯ダム) 流入河川等の影響	濁度 PH 値 臭気物質 消毒副生成物
清水浄水場	岩屋川内川表流水 (岩屋川内ダム)	夏場少雨時のダム湖(岩屋川内ダム)にアオコが発生することによるカビ臭の発生	カビ臭物質
春日浄水場	湧水	特になし	特になし
岩ノ下浄水場	吉田川表流水 (横竹ダム)	夏場少雨時のダム湖(横竹ダム)にアオコが発生することによるカビ臭の発生	カビ臭物質
不動寺浄水場	湧水	特になし	特になし

(2) 水道水の状況

水道水の水質検査結果は、各浄水場とも水質基準を満足しています。今後もより一層の水質管理体制の強化を図り、水道水の水質基準を満足するよう努めていきます。

4 定期的な水質検査の項目、地点、頻度

(1) 毎日検査項目

水道法に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果の3項目について1日1回以上の検査、又は自動測定機器による常時監視を行います。

地点及び頻度については表1及び図1から図9のとおりです。

(2) 水質基準項目

水質基準項目は水道法により51項目が定められており、水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道事業体等に検査の義務が課されています。

企業団では、配水系統ごとの給水栓及び用水供給点を基本として検査を行い、検査頻度は年4回（省略不可9項目については年12回）を基本とします。

この他、浄水場の原水や浄水など必要に応じ選定した地点について検査を行います。

検査項目、地点及び頻度については表2及び図1から図9のとおりです。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水道水質管理上留意すべき項目として27項目が設定されており、水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。

検査項目、地点及び頻度については表3及び表4、図1、図4、図5のとおりです。

(4) クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、クリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査を行います。

検査項目、地点及び頻度については表5及び図1、図2、図4、図5、図6のとおりです。

(5) 水源水質調査項目

水源水質調査は、嘉瀬川浄水場における水源水質の把握と浄水処理を適切に行うために、水質管理上必要な項目について行います。

調査項目、地点及び頻度については表6及び図10のとおりです。

5 水質検査方法

水質検査の方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」により行います。これらに規定がない検査の方法については、「上水試験方法（日本水道協会編）」等に従って行います。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査の自己・委託の区分

水質検査については佐賀西部広域水道企業団による自己検査と水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託して行う委託検査を併用して実施します。

8 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査の結果については、水質基準値と比較して評価します。

また、水質検査計画については水質検査の結果やお客様からのご意見を参考に、毎年度必要な見直しを行います。

9 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は水道法の定めにより事業年度の開始前に企業団ホームページにて公表します。

また、検査結果についても、ホームページ等にて公表します。

10 水質検査の精度と信頼性の保証について

当企業団では、実施する水質検査が管理された体制の下で適正に実施されていることを保証するために、2010 年 12 月 20 日に（公社）日本水道協会により定められた水道水質検査のための規格「水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）」を取得し、随時更新しています。

また、厚生労働省等の外部精度管理に参加し、分析精度や検査技術の向上に努めています。

11 関係者との連携について

水源とする河川等で、水質事故が発生した場合は、佐賀県の所轄保健福祉事務所および関係機関等と連携して現場調査及び水質検査を行います。

表 1 毎日検査の項目、地点及び頻度

番号	検 査 項 目	法令上の 基本検査頻度 (回/年)	実施検査頻度 (回/年)							設定理由	
			用水供給事業	水道事業							
			用水供給全域	多久地区	武雄地区	嬉野地区	大町地区	江北地区	白石地区		旧西佐賀地区 (三日月町、牛津町及び芦刈町)
			嘉瀬川浄水場 浄水 有明配水池※ 三日月配水池※ 丸尾平配水池※ 下新ヶ江供給点※	宿 裏納所 古賀二区西 後野 板屋上 藤川内 (大山)	朝日町高橋 橋町上野 若木町本部 武内町森の木 西川登町高瀬 山内町大走 北方町追分 北方町杉岳	山伏塚児童公園 上岩屋配水池 金松配水池 三坂公民館 丹生川送水ポンプ場 不動山低区配水池 不動山高区配水池 木場集落センター 真上吉田消防格納庫 春日中部配水池 谷所山口ポンプ所 鳥越公民館 祇園配水池	大町町役場 中島 神山 不動寺公民分館	第3部消防格納庫 (岳) 第11部消防格納庫 (江口) 第5部消防格納庫 (八町)	新明1農区公民館 緑郷川排水機場		三日月町三ヶ島※ 白石町福富上区※ 牛津町両新村※
1	色	365	365	365	365	365	365	365	水道法の規定に基づく毎日検査		
2	濁り	365	365	365	365	365	365	365			
3	消毒の残留効果	365	365	365	365	365	365	365			

※ 自動測定機器による常時監視

表 2 水質基準項目の項目、地点及び頻度

番号	検査項目	省略可否	法令上の基本検査頻度(回/年)	実施検査頻度(回/年)																		設定理由
				用水供給事業			水源地事業															
				用水供給全域			多久地区		武雄地区				雄野地区		大町地区			江北地区	白石地区	旧西佐賀地区 (三日月町、北津賀及び八戸町)		
				嘉瀬川浄水場 原水	嘉瀬川浄水場 浄水	有明配水池 三日月配水池 丸尾配水池 下新ヶ江供給点	西多久浄水場 原水 船山浄水場 原水	宿 大門 飯屋下 藤川内 (大山)	諸瀬取水場 原水 若木取水場 原水 若木取水場 原水 船平堰取水場 原水	川内公民館 ※ 船の原公民館 ※ 今山公民館 ※ 原田生活センター ※	測ノ尾浄水場 第2浄水場 大野浄水場 永島配水池 大野配水池 下山公園 谷川内公民館 朝日公民館 横公民館	松尾谷ポンプ場 東川登公民館 西川登公民館 久等公民館 下山公園 谷川内公民館 八重浄水場 (跡) 杉原公民館	清水浄水場 原水 春日浄水場 原水 船ノ下浄水場 原水	大草野駐在所 山伏塚児童公園 山本川内公民館 木場集落センター 春日中部配水池 真上吉田消防納庫	不動寺水源池 原水	下大町 神山	不動寺公民館分館	第5郡消防納庫 (八戸)	雄瀬川浄水場 新明1農区公民館	三日月町三ヶ島 白石町梧島上区 中津町高新村		
1 一般細菌	×	12	12	12	12	2	12	1	12	12	1	12	1	12	12	12	12	12	安全確認及び水質変動を把握するため、原水は1回/年以上、浄水及び給水栓水は基本検査頻度で実施します。			
2 大腸菌	×	12	12	12	12	2	12	1	12	12	1	12	1	12	12	12	12	12				
3 カドミウム及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
4 水銀及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
5 セレン及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
6 鉛及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
7 ヒ素及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
8 六価クロム化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
9 亜硝酸態窒素	×	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	×	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
12 フッ素及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
13 ホウ素及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
14 四塩化炭素	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
15 1,4-ジオキサン	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
16 2,2,4,4-テトラフルオロエチレン及び2,2,6,6-テトラフルオロヘキサン	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
17 ジクロロメタン	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
18 テトラクロロエチレン	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
19 トリクロロエチレン	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
20 ベンゼン	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
21 塩素酸	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
22 クロロ酢酸	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
23 クロロホルム	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
24 ジクロロ酢酸	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
25 ジブロモクロロメタン	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
26 臭素酸	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
27 総トリハロメタン	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
28 トリクロロ酢酸	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
29 ブロモジクロロメタン	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
30 ブロモホルム	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
31 ホルムアルデヒド	×	4	—	4	4	—	4	—	—	4	—	4	—	4	4	4	4	4				
32 亜鉛及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
33 アルミニウム及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
34 鉄及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
35 銅及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
36 ナトリウム及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
37 マンガン及びその化合物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
38 塩化物イオン	×	12	12	12	12	2	12	1	12	12	1	12	1	12	12	12	12	12				
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
40 無機残留物	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
41 陰イオン界面活性剤	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
42 ジェオスミン	○	発生時期に月1回以上	12	12	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	3	4	4	4				
43 2-メチルイソボルネオール	○	12	12	12	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	3	4	4	4				
44 非イオン界面活性剤	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
45 フェノール類	○	4	4	4	4	2	4	1	—	4	1	4	1	4	4	4	4	4				
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	12	12	12	12	2	12	1	12	12	1	12	1	12	12	12	12	12				
47 pH値	×	12	12	12	12	2	12	1	12	12	1	12	1	12	12	12	12	12				
48 味	×	12	—	12	12	—	12	—	12	12	—	12	—	12	12	12	12	12				
49 臭気	×	12	12	12	12	2	12	1	12	12	1	12	1	12	12	12	12	12				
50 色度	×	12	12	12	12	2	12	1	12	12	1	12	1	12	12	12	12	12				
51 濁度	×	12	12	12	12	2	12	1	12	12	1	12	1	12	12	12	12	12				

※ 水質変動を把握するため追加した場所であり、1回/月の頻度で9項目の確認を行います。

表3 水質管理目標設定項目の項目、地点及び頻度

番号	検 査 項 目	実施検査頻度（回/年）			
		用水供給事業		水道事業	
		嘉瀬川浄水場		武雄地区	嬉野地区
		嘉瀬川浄水場 原水	嘉瀬川浄水場 浄水	淵ノ尾ダム 原水 若木取水場 原水 仙平堰取水場 原水 淵ノ尾浄水場 第2浄水場 大野浄水場	山伏塚児童公園 山本川内公民館 春日中部配水地 真上吉田消防格納庫
1	アンチモン及びその化合物	4	4	1	1
2	ウラン及びその化合物	4	4	1	1
3	ニッケル及びその化合物	4	4	1	1
4	削除	—	—	—	—
5	1,2-ジクロロエタン	— ※1	— ※1	1	1
6	削除	—	—	—	—
7	削除	—	—	—	—
8	トルエン	— ※1	— ※1	1	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	4	4	1	1
10	亜塩素酸	—	4	—	—
11	削除	—	—	—	—
12	二酸化塩素	— ※2	— ※2	— ※2	— ※2
13	ジクロロアセトニトリル	—	4	1	1
14	抱水クロラール	—	4	1	1
15	農薬類(検出値と目標値の比の和)	4	4	1 ※4	1 ※5
16	残留塩素	—	4	1	1
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	1	1
18	マンガン及びその化合物	4	4	1	1
19	遊離炭酸	4	4	1	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	4	4	1	1
21	メチル- t ブチルエーテル	— ※1	— ※1	1	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	— ※3	— ※3	1	1
23	臭気強度(TON)	4	4	1	1
24	蒸発残留物	4	4	1	1
25	濁度	4	4	1	1
26	pH値	4	4	1	1
27	腐食性(ランゲリア指数)	4	4	1	1
28	従属栄養細菌	—	4	1	1
29	1,1-ジクロロエチレン	— ※1	— ※1	1	1
30	アルミニウム及びその化合物	4	4	1	1
31	PFOS及びPFOA	4	4	1	1

※1 地下水に由来する項目であるため実施しません。

※2 消毒剤として二酸化塩素を使用していないため実施しません。

※3 有機物の指標をTOCに変更したため実施しません。

※4 淵ノ尾浄水場、第2浄水場、大野浄水場について農薬類の検査を実施します。

※5 山本川内公民館、春日中部配水地、真上吉田消防格納庫について農薬類の検査を実施します。

表 4 農薬類（水質管理目標設定項目）の項目、地点及び頻度

番号	項 目 名	用水供給事業		水道事業	
		嘉瀬川浄水場		武雄地区	嬉野地区
		嘉瀬川浄水場 原水 ※	嘉瀬川浄水場 浄水 ※	瀬ノ尾浄水場 第2浄水場 大野浄水場	山本川内公民館 春日中部配水地 真上吉田消防格納庫
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	—	1	1	1
2	2,2-DPA(ダラボン)	—	1	1	1
3	2,4-D(2,4-PA)	4	4	1	1
4	EPN	—	1	1	1
5	MCPA	—	1	1	1
6	アシュラム	—	1	1	1
7	アセフェート	—	1	1	1
8	アトラジン	—	1	1	1
9	アニロホス	—	1	1	1
10	アミトラズ	—	1	1	1
11	アラクロール	—	1	1	1
12	イソキサチオン	—	1	1	1
13	イソフェンホス	—	1	1	1
14	イソプロカルブ(MIPC)	—	1	1	1
15	イソプロチオラン(IPT)	4	4	1	1
16	イプロベンホス(IBP)	—	1	1	1
17	イミノクタジン	—	1	1	1
18	インダノファン	—	1	1	1
19	エスプロカルブ	—	1	1	1
20	エトフェンブロックス	—	1	1	1
21	エンドスルファン(ベンゾエビン)	—	1	1	1
22	オキサジクロメホン	—	1	1	1
23	オキシ銅(有機銅)	—	1	1	1
24	オリサストロビン	—	1	1	1
25	カズサホス	—	1	1	1
26	カフェンストール	4	4	1	1
27	カルタップ	—	1	1	1
28	カルバリル(NAC)	—	1	1	1
29	カルボフラン	—	1	1	1
30	キノクラミン(ACN)	—	1	1	1
31	キャブタン	—	1	1	1
32	クミルロン	—	1	1	1
33	グリホサート	4	4	1	1
34	グルホシネート	—	1	1	1
35	クロメプロップ	—	1	1	1
36	クロルニトロフェン(CNP)	—	1	1	1
37	クロルピリホス	—	1	1	1
38	クロロタロニル(TPN)	—	1	1	1
39	シアナジン	—	1	1	1
40	シアノホス(CYAP)	—	1	1	1
41	ジウロン(DCMU)	—	1	1	1
42	ジクロベニル(DBN)	4	4	1	1
43	ジクロロボス(DDVP)	—	1	1	1
44	ジクワット	—	1	1	1
45	ジスルホトン(エチルチオメトン)	—	1	1	1
46	ジチオカルバメート系農薬 シネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、 マンゼブ、マンネブの濃度を硫化炭素に換算して 合算	—	1	1	1
47	ジチオビル	—	1	1	1
48	シハロホップブチル	—	1	1	1
49	シマジン(CAT)	—	1	1	1
50	ジメタメトリン	4	4	1	1
51	ジメエート	—	1	1	1
52	シメトリン	4	4	1	1
53	ダイアジノン	—	1	1	1
54	ダイムロン	—	1	1	1
55	ダゾメット、メタム及びMITC	—	1	1	1
56	チアジニル	—	1	1	1
57	チウラム	—	1	1	1
58	チオジカルブ	—	1	1	1
59	チオファネートメチル	—	1	1	1

※嘉瀬川浄水場における農薬類は、過去の検査結果により選定した23項目について、年4回の検査を実施します。

その他91項目については、嘉瀬川浄水場 浄水において年1回の検査を行います。

番号	項 目 名	用水供給事業		水道事業	
		嘉瀬川浄水場		武雄地区	嬉野地区
		嘉瀬川浄水場 原水 ※	嘉瀬川浄水場 浄水 ※	測ノ尾浄水場 第2浄水場 大野浄水場	山本川内公民館 春日中部配水地 真上吉田消防格納庫
60	チオベンカルブ	4	4	1	1
61	テフリトリオン	—	1	1	1
62	テルブカルブ(MBPMC)	—	1	1	1
63	トリクロビル	4	4	1	1
64	トリクロルホン(DEP)	—	1	1	1
65	トリシクラゾール	—	1	1	1
66	トリフルラリン	4	4	1	1
67	ナプロバミド	—	1	1	1
68	パラコート	—	1	1	1
69	ピペロホス	—	1	1	1
70	ピラクロニル	—	1	1	1
71	ピラゾキシフェン	—	1	1	1
72	ピラゾリネート(ピラゾレート)	—	1	1	1
73	ピリダフェンチオン	—	1	1	1
74	ピリブチカルブ	—	1	1	1
75	ピロキロン	4	4	1	1
76	フィブロニル	—	1	1	1
77	フェニトロチオン(MEP)	4	4	1	1
78	フェノブカルブ(BPMC)	—	1	1	1
79	フェリムゾン	—	1	1	1
80	フェンチオン(MPP)	—	1	1	1
81	フェントエート(PAP)	—	1	1	1
82	フェントラザミド	—	1	1	1
83	フサライド	4	4	1	1
84	ブタクロール	—	1	1	1
85	ブタミホス	—	1	1	1
86	ブプロフェジン	4	4	1	1
87	フルアジナム	—	1	1	1
88	ブレチラクロール	4	4	1	1
89	プロシミドン	—	1	1	1
90	プロチオホス	—	1	1	1
91	プロビコナゾール	—	1	1	1
92	プロビザミド	4	4	1	1
93	プロベナゾール	—	1	1	1
94	プロモブチド	4	4	1	1
95	ペノミル	—	1	1	1
96	ベンシクロン	—	1	1	1
97	ベンゾビスクロン	—	1	1	1
98	ベンゾフェナップ	—	1	1	1
99	ベンタゾン	4	4	1	1
100	ベンディメタリン	—	1	1	1
101	ベンフラカルブ	—	1	1	1
102	ベンフルラリン(ベスロジン)	—	1	1	1
103	ベンフレゼート	—	1	1	1
104	ホスチアゼート	—	1	1	1
105	マラチオン(マラソン)	—	1	1	1
106	メコプロップ(MCPP)	—	1	1	1
107	メソミル	4	4	1	1
108	メタラキシル	—	1	1	1
109	メチダチオン(DMTP)	4	4	1	1
110	メトミノストロビン	—	1	1	1
111	メトリブジン	—	1	1	1
112	メフェナセット	4	4	1	1
113	メプロニル	4	4	1	1
114	モリネート	4	4	1	1

※嘉瀬川浄水場における農薬類は、過去の検査結果により選定した23項目について、年4回の検査を実施します。

その他91項目については、嘉瀬川浄水場 浄水において年1回の検査を行います。

表 5 クリプトスポリジウム等及び指標菌検査の項目、地点及び頻度

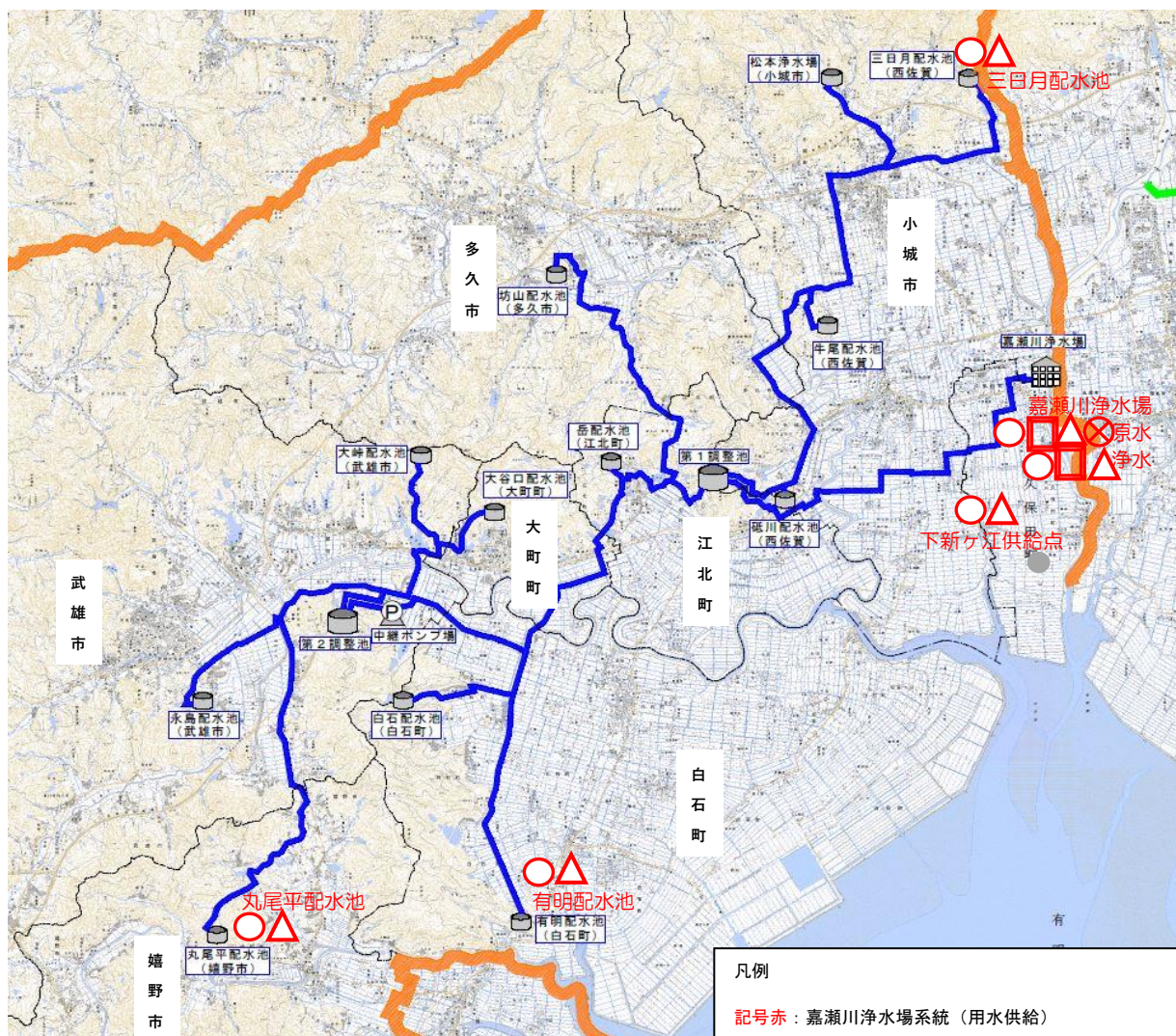
番号	検 査 項 目	実施検査頻度（回/年）						
		用水供給事業	水道事業					
		嘉瀬川浄水場	多久地区		武雄地区			
		原水	原水		原水			
		嘉瀬川浄水場 原水	西多久浄水場 原水	船山浄水場 原水	踊瀬取水場 原水	庭木取水場 原水	若木取水場 原水	仙平堰取水場 原水
1	クリプトスポリジウム	4	4	4	1	1	1	1
2	ジアルジア	4	4	4	1	1	1	1
3	大腸菌	12	12	12	4	4	4	4
4	嫌気性芽胞菌	12	12	12	4	4	4	4
番号	検 査 項 目	実施検査頻度（回/年）						
		水道事業						
		嬉野地区			大町地区			
		原水			原水			
		清水浄水場 原水	春日浄水場 原水	岩ノ下浄水場 原水	不動寺水源地 原水			
1	クリプトスポリジウム	1	4	1	4			
2	ジアルジア	1	4	1	4			
3	大腸菌	4	12	4	12			
4	嫌気性芽胞菌	4	12	4	12			

表 6 水源水質調査の項目、地点及び頻度

	検査項目	実施調査頻度(回/年)							
		嘉瀬川浄水場 水源							
		① 企業団取水口	② 北山ダム	③ 川上宮人橋付近	④ 西佐賀導水路 吐出口	⑤ 池森橋付近	⑥ 万部寺橋付近堰	⑦ 巨勢川調整池	⑧ 嘉瀬川ダム
水 質 基 準 項 目	1 一般細菌	4	4	4	4	4	4	4	4
	2 大腸菌	—	—	—	—	—	—	—	—
	3 カドミウム及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	4 水銀及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 セレン及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	6 鉛及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	7 ヒ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	8 六価クロム化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	9 亜硝酸態窒素	—	—	—	—	—	—	—	—
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	—	—	—	—	—	—	—	—
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	—	—	—	—	—	—	—
	12 フッ素及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—
	13 ホウ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	14 四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—	—
	15 1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—
	17 ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—
	18 テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—
	19 トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—
	20 ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—	—
	21 塩素酸	—	—	—	—	—	—	—	—
	22 クロロ酢酸	—	—	—	—	—	—	—	—
	23 クロロホルム	—	—	—	—	—	—	—	—
	24 ジクロロ酢酸	—	—	—	—	—	—	—	—
	25 ジブロモクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—
	26 臭素酸	—	—	—	—	—	—	—	—
	27 総トリハロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—
	28 トリクロロ酢酸	—	—	—	—	—	—	—	—
	29 ブロモジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—
	30 ブロモホルム	—	—	—	—	—	—	—	—
	31 ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	—	—	—
	32 亜鉛及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	33 アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	34 鉄及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	35 銅及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	36 ナトリウム及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	37 マンガン及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	38 塩化物イオン	—	—	—	—	—	—	—	—
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	4	4	4
	40 蒸発残留物	—	—	—	—	—	—	—	—
	41 陰イオン界面活性剤	—	—	—	—	—	—	—	—
	42 ジェオスミン	4	4	4	4	4	4	4	4
	43 2-メチルイソボルネオール	4	4	4	4	4	4	4	4
	44 非イオン界面活性剤	—	—	—	—	—	—	—	—
	45 フェノール類	—	—	—	—	—	—	—	—
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	4	4	4	4	4	4	4	4
	47 pH値	4	4	4	4	4	4	4	4
	48 味	—	—	—	—	—	—	—	—
	49 臭気	4	4	4	4	4	4	4	4
	50 色度	4	4	4	4	4	4	4	4
	51 濁度	4	4	4	4	4	4	4	4

	検査項目	実施調査頻度(回/年)							
		嘉瀬川浄水場 水源							
		① 企業団取水口	② 北山ダム	③ 川上官人橋付近	④ 西佐賀導水路 吐出口	⑤ 池森橋付近	⑥ 万部寺橋付近堰	⑦ 巨勢川調整池	⑧ 嘉瀬川ダム
水 質 管 理 目 標 設 定 項 目	目01 アンチモン及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	目02 ウラン及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	目03 ニッケル及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	目04 削除	—	—	—	—	—	—	—	—
	目05 1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—
	目06 削除	—	—	—	—	—	—	—	—
	目07 削除	—	—	—	—	—	—	—	—
	目08 トルエン	—	—	—	—	—	—	—	—
	目09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—	—	—	—	—	—	—
	目10 亜塩素酸	—	—	—	—	—	—	—	—
	目11 削除	—	—	—	—	—	—	—	—
	目12 二酸化塩素	—	—	—	—	—	—	—	—
	目13 ジクロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	—	—	—
	目14 抱水クロラール	—	—	—	—	—	—	—	—
	目15 農薬類(検出値と目標値の比の和)	—	—	—	—	—	—	—	—
	目16 残留塩素	—	—	—	—	—	—	—	—
	目17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	4	4	4
	目18 マンガン及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	目19 遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	4
	目20 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—
	目21 メチルセブチルエーテル	—	—	—	—	—	—	—	—
	目22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	—	—	—	—	—	—	—
	目23 臭気強度(TON)	—	—	—	—	—	—	—	—
	目24 蒸発残留物	—	—	—	—	—	—	—	—
	目25 濁度	4	4	4	4	4	4	4	4
	目26 pH値	4	4	4	4	4	4	4	4
	目27 腐食性(ランゲリア指数)	—	—	—	—	—	—	—	—
	目28 従属栄養細菌	—	—	—	—	—	—	—	—
	目29 1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—
	目30 アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
	目31 PFOS及びPFOA	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 項 目	1 アンモニア態窒素	4	4	4	4	4	4	4	4
	2 生物化学的酸素要求量(BOD)	4	4	4	4	4	4	4	4
	3 化学的酸素要求量(COD)	4	4	4	4	4	4	4	4
	4 紫外線(UV)吸光度 260nm	4	4	4	4	4	4	4	4
	5 全有機炭素(TOC)	4	4	4	4	4	4	4	4
	6 浮遊物質(SS)	4	4	4	4	4	4	4	4
	7 侵食性遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	4
	8 全窒素	4	4	4	4	4	4	4	4
	9 全リン	4	4	4	4	4	4	4	4
	10 クロロホルム生成能	4	4	4	4	4	4	4	4
	11 ジブロモクロロメタン生成能	4	4	4	4	4	4	4	4
	12 ブロモジクロロメタン生成能	4	4	4	4	4	4	4	4
	13 ブロモホルム生成能	4	4	4	4	4	4	4	4
	14 総トリハロメタン生成能	4	4	4	4	4	4	4	4
	15 生物	4	4	4	4	4	4	4	4
	16 マグネシウム	4	4	4	4	4	4	4	4
	17 カルシウム	4	4	4	4	4	4	4	4
	18 硝酸態窒素	—	—	—	—	—	—	—	—
	19 硫酸イオン	—	—	—	—	—	—	—	—
	20 リン酸イオン	—	—	—	—	—	—	—	—
	21 アルカリ度	4	4	4	4	4	4	4	4
	22 電気伝導率	4	4	4	4	4	4	4	4
	23 溶存酸素(DO)	4	4	4	4	4	4	4	4
	24 大腸菌(MPN)	4	4	4	4	4	4	4	4
	25 大腸菌群(MPN)	4	4	4	4	4	4	4	4
	26 ジアルジア	—	—	—	—	—	—	—	—
	27 クリプトスポリジウム	—	—	—	—	—	—	—	—
	28 嫌気性芽胞菌	—	—	—	—	—	—	—	—
	29 塩素要求量	4	4	4	4	4	4	4	4
	30 クロロフィルa	—	—	—	—	—	—	—	—

図1 用水供給全域採水地点



○毎日検査箇所

嘉瀬川浄水場 浄水

有明配水池※、三日月配水池※、丸尾平配水池※、下新ヶ江供給点※

※自動測定機器による常時監視

△水質基準項目 検査箇所

嘉瀬川浄水場 原水

嘉瀬川浄水場 浄水

有明配水池、三日月配水池、丸尾平配水池、下新ヶ江供給点

□水質管理目標設定項目 検査箇所

嘉瀬川浄水場 原水

嘉瀬川浄水場 浄水

⊗クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

嘉瀬川浄水場 原水

図2 多久地区採水地点



検査箇所

○毎日検査箇所

宿、裏納所、古賀二区西、後野、板屋上、藤川内（大山）

△水質基準項目 検査箇所

宿、大門、板屋下、藤川内（大山）
西多久浄水場 原水、船山浄水場 原水

⊗クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

西多久浄水場 原水、船山浄水場 原水

図3 武雄地区採水地点（毎日検査）

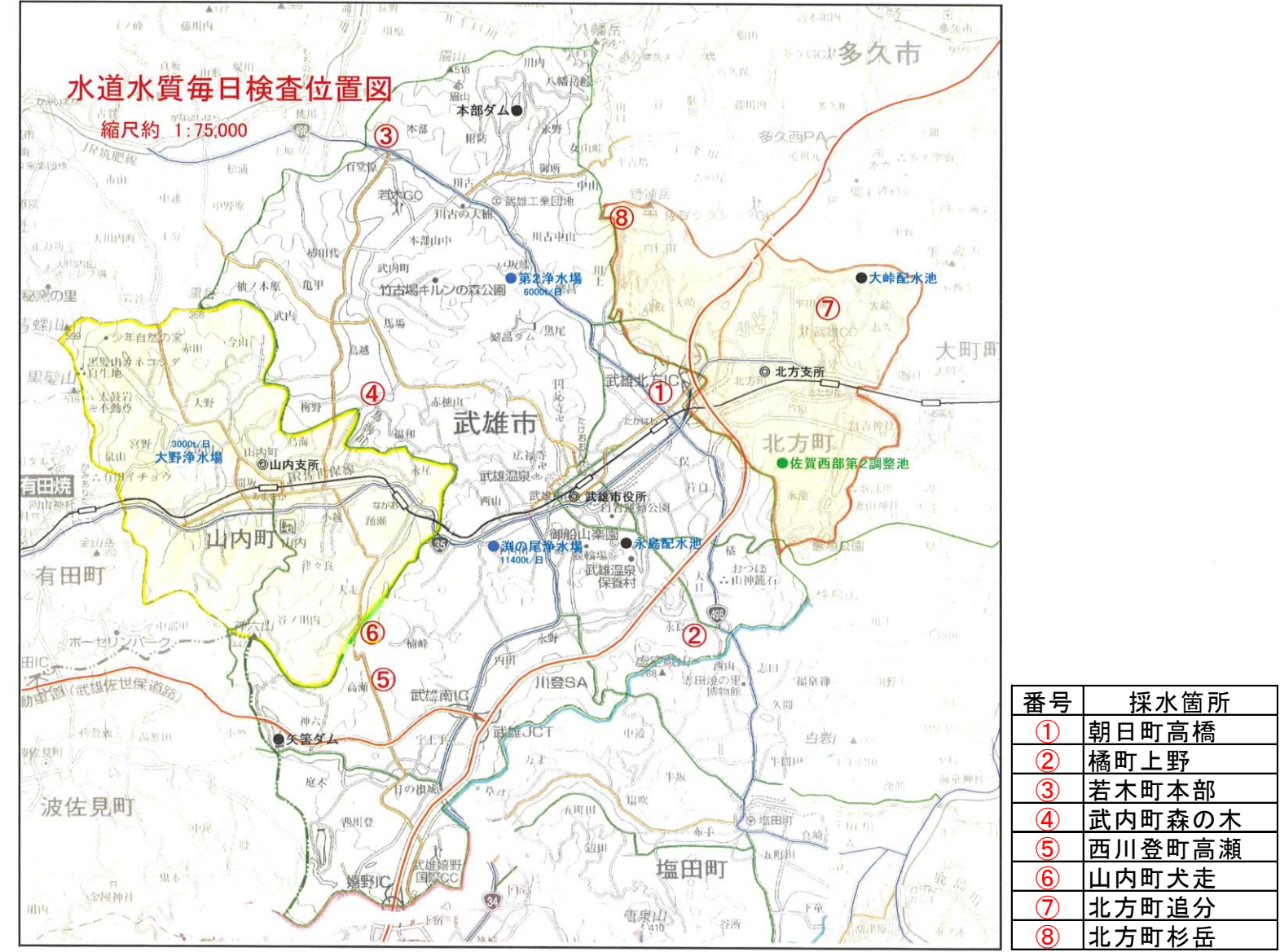
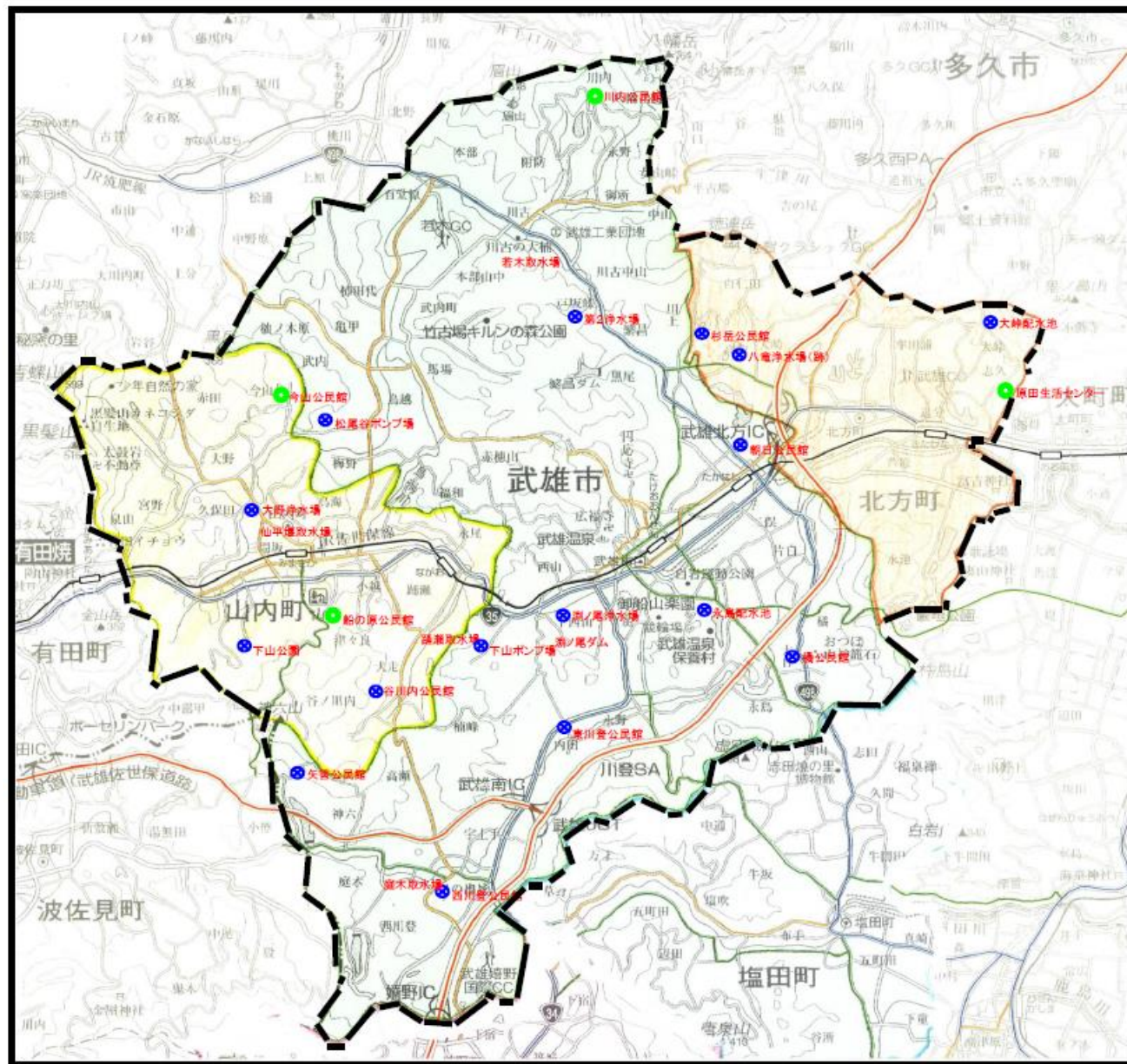


図4 武雄地区採水地点



令和2年度水質検査予定

⊗ 水質基準項目 (16箇所)

- ・毎月9項目の検査、3ヶ月に1回51項目の検査

湧ノ尾浄水場	松尾谷ポンプ場
第2浄水場	東川登公民館
大野浄水場	西川登公民館
永島配水池	矢筈公民館
大峠配水池	下山公園
下山ポンプ場	谷川内公民館
朝日公民館	八竜浄水場 (跡)
橘公民館	杉岳公民館

○ 水質基準項目 (4箇所)

- ・毎月9項目の検査

川内公民館	船の原公民館
今山公民館	原田生活センター

水質管理目標設定項目 (6箇所)

湧ノ尾ダム	湧ノ尾浄水場
若木取水場	第2浄水場
仙平堰取水場	大野浄水場

農薬検査 (3箇所)

湧ノ尾浄水場	第2浄水場
大野浄水場	

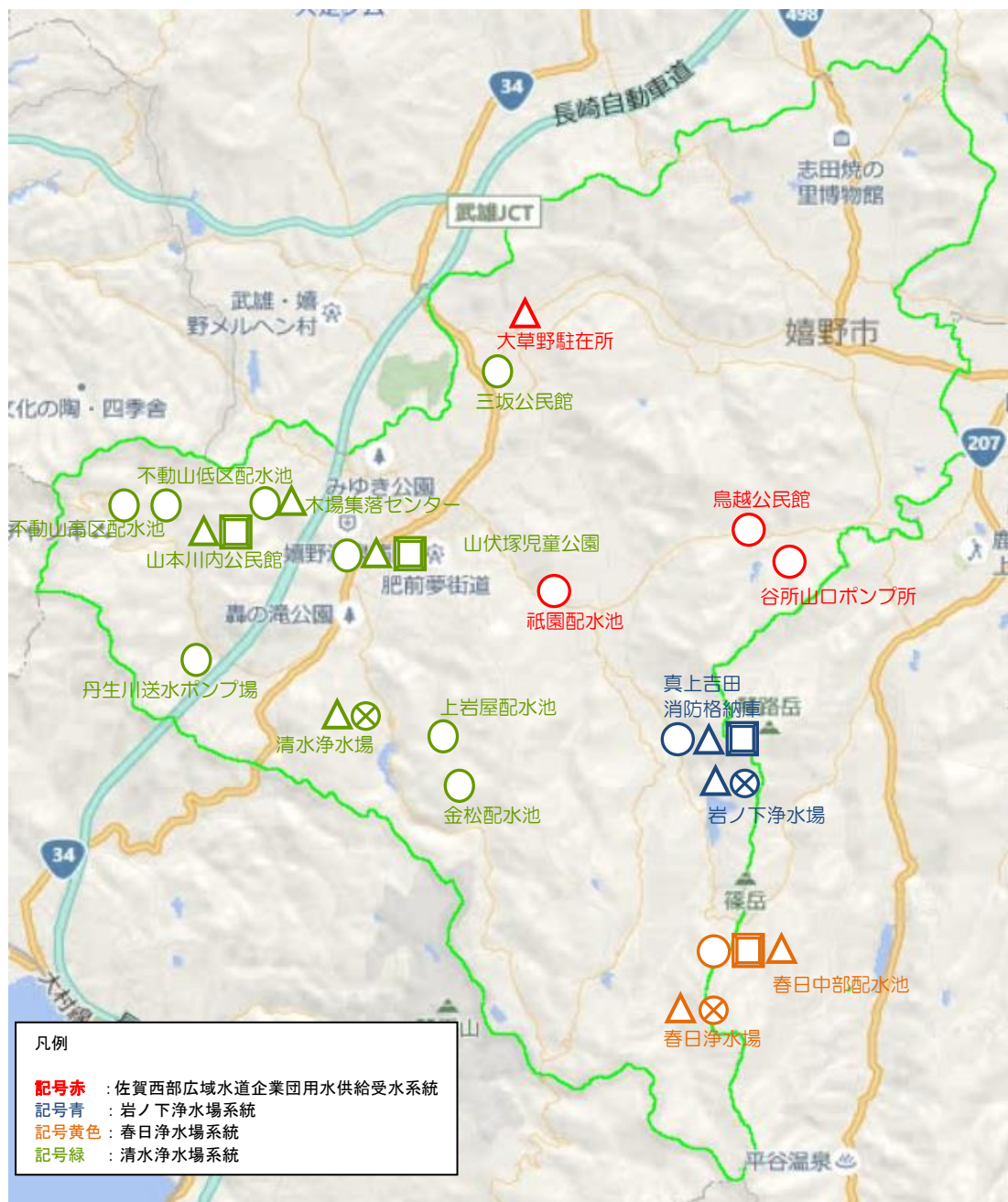
指標菌、クリプトスポリジウム・ジアルジア (4箇所)

踊瀬取水場	若木取水場
庭木取水場	仙平堰取水場

原水検査 (4箇所)

踊瀬取水場	若木取水場
庭木取水場	仙平堰取水場

図5 嬉野地区採水地点



検査箇所

○毎日検査箇所

山伏塚児童公園、上岩屋配水池、金松配水池、三坂公民館、丹生川送水ポンプ場、不動山低区配水池、不動山高区配水池、木場集落センター、真上吉田消防格納庫、春日中部配水池、谷所山口ポンプ所、鳥越公民館、祇園配水池

△水質基準項目 検査箇所

大草野駐在所、山伏塚児童公園、山本川内公民館、木場集落センター、春日中部配水池、真上吉田消防格納庫、清水浄水場原水、春日浄水場原水、岩ノ下浄水場原水

□水質管理目標設定項目 検査箇所

山伏塚児童公園、山本川内公民館、春日中部配水池、真上吉田消防格納庫

⊗クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

清水浄水場原水、春日浄水場原水、岩ノ下浄水場原水

図6 大町地区採水地点



検査箇所

○毎日検査箇所

大町町役場、中島、神山、不動寺公民館分館

△水質基準項目 検査箇所

下大町、神山、不動寺公民館分館、不動寺水源地 原水

⊗クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

不動寺水源地 原水

図7 江北地区採水地点



検査箇所

○毎日検査箇所

第3部消防格納庫（岳）、第11部消防格納庫（江口）、
第5部消防格納庫（八町）

△水質基準項目 検査箇所

第5部消防格納庫（八町）

図8 白石地区採水地点



検査箇所

○ 毎日検査箇所

新明1農区公民館、緑郷川排水機場、

△ 水質基準項目 検査箇所

新明1農区公民館、緑郷川排水機場

図9 旧西佐賀地区（三日月町、芦刈町及び牛津町、白石町）採水地点



検査箇所

○ 毎日検査箇所

三日月町三ヶ島、白石町福富上区、牛津町両新村
(自動測定機器による常時監視)

△ 水質基準項目 検査箇所

三日月町三ヶ島、白石町福富上区、牛津町両新村

